- ■仮名加工された介護レセプトデータの利用・提供可能に 厚労省案
- ・厚生労働省は9日、仮名加工された介護レセプトデータなどについて、利用者などが遵守 すべき保護措置を定めた上で研究者の利用や提供を可能とする方針案を社会保障審議 会・介護保険部会に示した。仮名加工された介護レセプトデータと、ほかの公的データベ ースの仮名化情報などと連結解析できるようにする案も示した。
- ・仮名加工した医療情報は、特定の個人を単体で識別できる氏名などの情報の削除が必要だが、匿名加工した医療情報と異なり、特異な検査値や病名であっても削除や改変を行う必要がない。
- ・レセプト情報・特定健診等情報データベース (NDB) など医療・介護の公的データベースでは、匿名化情報の利用や提供が可能だが、精緻な分析を行う上で限界がある。そのため、研究利用への期待がより大きい仮名化情報の利用や提供を可能とする必要性が指摘されている。諸外国では匿名化情報だけでなく仮名化情報の利活用が可能になっており、臨床情報や請求情報などのさまざまなデータを仮名化情報と連結解析できるという。
- ・こうした状況を踏まえ、厚労省は同部会に、医療などの情報の二次利用に関する対応方針 案を示した。
- ・厚労省案では、仮名加工された介護レセプトデータなどについて、利用や提供の必要性に関して適切な審査を行うとともに、厚労相や利用者が遵守すべき保護措置を定めた上で、利用・提供を行えるようにする。その際には、現行の介護 DB とは別に、仮名化情報の利用・提供のためのデータベースを新たに整備する。
- ・新たなデータベースは、データの格納時に氏名の情報を削除するといった対応を行う。また、個人情報保護法で個人情報の保有主体である「行政機関の長等」に求められる水準と同等の安全管理や不適正利用の禁止などの措置を講じる。
- ・また、現在の匿名化情報で定めている基準と同等の「相当の公益性がある場合」に利用や 提供を認める一方、特定の商品や役務の広告、宣伝に利用する目的での利用や提供は行わ ない。その上で、利用可能な場面を「仮名化情報が必要と認められる場合」に限定し、匿 名化情報により研究目的が達成できることが明らかな場合は提供を認めない。
- ・仮名化情報の利用や提供に当たっては、情報の加工や審査の基準を定めたガイド ラインをあらかじめ整備した上で、利用の必要性やリスクに関する審査を行う。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 115 回社会保障審議会介護保険部会の資料について(令和 6 年 12 月 9 日(月)) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 46380.html